

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	国税関係書類の電磁的保存の推進に向けた金額制限の廃止について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国税関係書類の電磁的保存が認められているのは、契約書、領収書が3万円未満のものに限られているため、電磁的保存と紙媒体保存が混在し、保管・管理が煩雑となっている。</p> <p>電磁的保存が全て可能になれば、電子決裁における検索性や紙使用量の削減等のメリットを最大限活かせる事ができるが、現行制度の下では紙媒体による保存が義務付けられているため、困難な状況。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第4条 第3項 ・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則 第3条 第3、4、5項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ICTによる国税関係書類の電磁的保存の更なる推進に向け、3万円未満という金額制限を廃止して頂きたい。